

議案第12号

公益社団法人広島県薬剤師会補欠の監事の選任について

公益社団法人広島県薬剤師会定款第30条第3項により、現監事の補欠の監事として、次のとおり選任することについて、総会の決議を求める。

補欠の監事として選任する者 高村豊至氏

任期は、補欠の監事として就任した日から令和6年6月の定時総会終結時までとする。